

We are  
Best Partners

Partners Guidance



入会のご案内



沖縄ミロク会計人会

**第4章 委員会**

- (委員会) 第19条  
本会に委員会を設け、会務の遂行を有効かつ適切に行う。
- 一、委員会 (1) 総務委員会 (2) 研修委員会 (3) システム開発委員会 (4) 情報ネットワーク委員会 (5) 広報委員会
  - 二、特に必要があるときは、役員会の議を経て特別委員会を置くことができる。
  - 三、特別委員会は、その任務を終了したとき、役員会の議を経て廃止する。
  - 四、各委員会に委員長1名、副委員長1名、委員若干名を置く。
  - 五、委員長、副委員長は役員会において選任し、委員を若干名選出する。
  - 六、委員会及び事務局の運営については別に定める。
  - 七、委員会の任期は役員に準ずる。

**第5章 総会**

- (総会の招集) 第20条  
一、会長は、毎年6月定期総会を招集する。  
二、会長は、必要があると認めるときは、役員会の議を経て、臨時総会を招集することができる。  
三、総会を招集するには、あらかじめ日時、場所及び議案を記載した書面をもってしなければならない。  
四、総会は、委任状を含み、会員の過半数の出席をもって成立とする。
- (議長) 第21条  
議長は、その総会において選任する。
- (決議の要件) 第22条  
一、総会は、その出席した会員(委任状含む)の過半数で決するものとし、可否同数の時は議長の決するところによる。  
二、総会において会則の改正につき議決する場合は、その出席した会員の3分の2以上の同意を得なければならない。
- (委任による議決権) 第23条  
総会に出席することができない会員は、他の会員に委任して、その議決権を行使することができる。
- (総会で決定すべき事項) 第24条  
総会において次の事項を決定する。  
一、事業報告及び決算の承認  
二、事業計画案の承認と予算案の承認  
三、会則の改正に関する事項  
四、その他役員会において必要と認めた事項

**第6章 会費、庶務及び会計**

- (会費) 第25条  
一、本会の会員は、会費として年24,000円を負担する。但し、年度中途入会者は年会費を残存月数により按分する。  
二、当会へ同一事務所複数名加入する場合は2名目から会費の1/2を負担する。  
三、一度納入された会費は理由の如何に拘わらず、これを返却しない。
- (事業年度) 第26条  
本会の事業年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。
- (役員会) 第27条  
一、本会の経費は、会費、拠出金その他の収入をもって支弁する。  
二、本会の年会費は、各事業年度の4月30日までに納付しなければならない。ただし、各事業年度において、4月、8月及び12月の各月の末日を納期限として3回に分割して納付することができる。

**第7章 顧問**

- (顧問) 第28条  
一、本会に、顧問3名以内を置くことができる。  
二、顧問は役員会に出席して意見を述べることができる。  
三、任期は役員に準ずる。

**第8章 活動手当規定**

- (規定) 第29条  
役員会及び委員会が開催される場合は出席者に対して手当として三千元を支給する。

**第9章 雑則**

- (規定) 第30条  
役員会の議を経て、慶弔規定を別に定める。

**第1章 総則**

- (総則) 第1条  
この会則は、沖縄ミロク会計人会の組織及び運営に関し必要なことを定める。
- (名称) 第2条  
本会は、沖縄ミロク会計人会と称する。
- (目的) 第3条  
本会は、会員相互の情報交換並びに親睦研修の場とする。
- (事業) 第4条  
本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。  
一、(株)ミロク情報サービスとの連絡調整を果たすこと。  
二、MJSのシステムを充分に活用するためにシステム研修会を定期的に行う。  
三、会員職員の資質の向上の為に職員研修を定期的に行う。  
四、その他、本会の目的を達成するために必要な事項。
- (その他の事業) 第4条の2  
本会は第3条の目的にかかわらず公認会計士・税理士に対し次の事業を行う。  
一、コンピュータ・システムを利用した電子申告・電子納税の普及啓蒙並びに研修。  
二、会社法・税法等の諸法令および会計制度の研修。
- (事務局) 第5条  
本会の事務局は、MJS沖縄支社内に置く。
- (会員) 第6条  
本会の会員は、MJSコンピュータ会計システムを導入し、かつ本会の主旨に賛同する沖縄県内の公認会計士、税理士とする。

**第2章 入会及び退会**

- (入会) 第7条  
本会に入会しようとする者は、本会の定める入会申込書を提出しなければならない。
- (退会) 第8条  
本会を退会しようとする者(死亡したときを除く)は、本会の定める退会届を提出しなければならない。
- (会員名簿) 第9条  
一、本会に会員名簿を備え、次の事項を記載する。  
(1) 会員の住所及び氏名  
(2) 事務所の名称及びその所在地  
(3) 前各号に掲げるもののほか、本会で定める事項。  
二、会員は、前項に規定する記載事項につき移動があったときは、遅滞なくその旨を届けなければならない。

**第3章 役員**

- (役員) 第10条  
本会に次の役員を置く。  
一、会長 1名  
二、副会長 2名  
三、理事 20名以内  
四、幹事 2名以内  
五、監査役 2名
- (役員会) 第11条  
役員会は、役員で組織し、この会則において役員会の議を要する事項並びに第4条および第4条の2に規定する事業を遂行する為に必要な事項を決定する。
- (役員を選任) 第12条  
役員は、本会の総会において選任する。
- (会長) 第13条  
一、会長は、本会を代表し、会務を総理する。  
二、会長は役員会を招集し、その議長となる。
- (副会長) 第14条  
副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行し、会長が欠員の時は、その職務を行う。
- (理事) 第15条  
理事は役員会を構成し、会務の運営に当たる。
- (幹事) 第16条  
幹事は、会務の運営を円滑に推進する為の事務を取り扱う。
- (監査役) 第17条  
監査役は、会務を監査し、総会に報告する。
- (役員任期) 第18条  
役員任期は2年とし再任をさまたげない。



シーサー

万座ビーチ



We are Best Partners

由布島



首里城

## ミロク会計人会連合会 沖縄ミロク会計人会

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は当会の活動に対しまして多大なご支援、ご協力を賜わり厚く御礼申し上げます。

さて、ご高承のとおり当会は沖縄県で株式会社ミロク情報サービス（以下、「MJS」）のコンピュータシステムを利用する会計事務所で組織している団体でございます。

近年の会計事務所を取り巻く様々な環境の変化を踏まえ、会員への情報提供を目的とする各種研修活動ならびに会員相互の交流による人的ネットワークの重要性を強く感じております。そのためにも沖縄ミロク会計人会の発展・活性化を進めております。

つきましては、MJSシステムをご利用であり、日ごろお世話になっております先生には是非ご参加頂きたくご案内いたします。

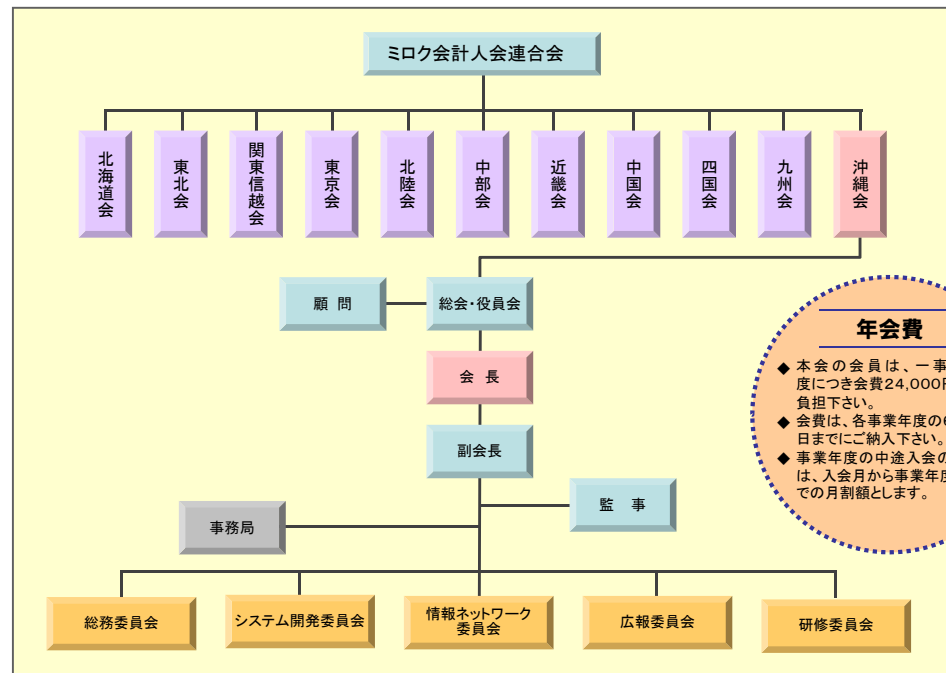
税理士会認定研修の優待や、所長・職員へのシステム研修会、情報交換の場を設けるなどの活動以外にも、MJSシステムへの要望やよりよい活動のためのご意見を頂き、益々充実した会計事務所のための団体としていくために、お力添えいただきますようお願い申し上げます。

何卒、本会の趣旨をご理解いただき、重ねて当会への入会をお願い申し上げます。

敬具

ミロク会計人会連合会  
沖縄ミロク会計人会  
会長 波平 正

## ■ 沖縄ミロク会計人会・組織図 ■



**年会費**

- ◆ 本会の会員は、一事業年度につき会費24,000円をご負担下さい。
- ◆ 会費は、各事業年度の6月末日までにご納入下さい。
- ◆ 事業年度の中途入会の場合は、入会月から事業年度末までの月割額とします。

## ■ 沖縄ミロク会計人会の基本的な活動

- |           |                   |                                                      |
|-----------|-------------------|------------------------------------------------------|
| 沖縄ミロク会計人会 | 1. 定期総会の開催        | ◎今後の活動強化ポイント                                         |
|           | 2. 役員会・委員会の開催     | ・本会研修会の企画→年2回の有名講師招聘による税理士会認定研修の開催                   |
|           | 3. 税理士会認定研修会の開催   | ・会計会の活性化推進                                           |
|           | 4. 新年会の開催(研修会含む)  | ・事務所職員スキルアップの為の研修                                    |
|           | 5. システム意見要望の収集と報告 | a) システム研修、運用研修 b) 会員講師による各種研修 c) シリーズもの研修            |
|           | 6. 連合会委員会活動       | ・会員相互の情報交換、親睦の開催                                     |
|           | 7. 沖縄版経営指標の活用     | a) 会員交流会の開催<br>・会員及び会員事務所職員向けのMJS税経システム研究所講師による研修会開催 |

## ■ 会員特典・メリット

### 【ミロク会計人会会員の特典とメリット】

1. 認定研修会・実務研修会などを会員特別料金で受講できる
2. 会員事務所向けスキルアップのための実践研修を実施
3. ミロク会計人会のシステム開発委員会を通して、MJSへシステム改善要望を出せる
4. ミロク会計人会紹介手数料制度を通し、MJSと共に顧問先企業の経営支援
5. ミロク会計人会ホームページ『会員の部屋』にアクセスし、事務所経営などに役立つ情報のダウンロードや会員限定で利用できる掲示板を使い、会員同士の情報交換ができる
6. 同じMJSのシステムを使う会計事務所同士の情報交換・人的ネットワーク構築の拡大

### 【ミロク会計人会が提供する協業によるメリット】

1. MJS『ミリョク! ホームページ作成サービス』会員限定特典
2. 株式会社MJS M&Aパートナーズ (mmap=エムマップ) との業務提携によるメリット
3. 業務提携先であるエヌエヌ生命保険株式会社が無償で提供する、『リスク分析シミュレーション』ソフトをMJS会計ソフトの財務データと連動させ、簡単に顧問先企業のリスク分析ができる